

# 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

## 実施方針

令和 6 年 12 月 27 日  
福岡市

## 目 次

I	事業内容に関する事項 .....	1
1	事業名 .....	1
2	公共施設の管理者の名称 .....	1
3	事業目的 .....	1
4	事業方式 .....	1
5	事業期間 .....	1
6	事業の対象となる業務範囲 .....	1
II	事業者の募集及び選定に関する事項 .....	3
1	募集及び選定方法 .....	3
2	審査及び落札者決定の手順 .....	3
3	落札者の決定 .....	3
4	事業者の募集及び選定スケジュール .....	4
5	応募手続き等 .....	5
6	入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	7
7	契約手続等 .....	11
8	提出書類の取扱い .....	11
III	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	12
1	予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担 .....	12
2	事業者の責任の履行に関する事項 .....	12
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	13
1	計画地に関する事項 .....	13
2	既存施設の概要 .....	13
V	その他本事業の実施に関し必要な事項 .....	14
1	議会の議決 .....	14
2	本事業において使用する言語、通貨単位等 .....	14
3	情報提供 .....	14
4	応募に伴う費用負担 .....	14
5	問合せ先 .....	14

## I 事業内容に関する事項

### 1 事業名

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業（以下、「本事業」という。）

### 2 公共施設の管理者の名称

福岡市長 高島 宗一郎

### 3 事業目的

福岡市葬祭場は、平成 17 年度から供用を開始しており、火葬炉設備が老朽化していること、将来的に火葬件数の増加が予想されることから、今後も安定的に施設運営を継続していくため、火葬炉設備等の更新及び改修を行う。

### 4 事業方式

本事業は、設計施工一括発注方式で実施する。

### 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 13 年 3 月 14 日までとする。

### 6 事業の対象となる業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。

#### (1) 設計業務

- ① 火葬炉設備更新に係る設計業務
- ② 建築改修に係る設計業務
- ③ 建築電気設備改修に係る設計業務
- ④ 建築機械設備改修に係る設計業務
- ⑤ 設計に伴う各種申請手続き等の業務
- ⑥ その他、付随する業務（要求水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、検査等。）

#### (2) 建設業務

- ① 火葬炉設備更新工事に係る施工業務
- ② 建築改修工事に係る施工業務
- ③ 建築電気設備改修工事に係る施工業務
- ④ 建築機械設備改修工事に係る施工業務
- ⑤ 改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ⑥ その他、付随する業務（要求水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、検査等。）

#### (3) 工事監督業務

- ① 火葬炉設備更新工事に係る工事監督業務
- ② 建築改修工事に係る工事監督業務
- ③ 建築電気設備改修工事に係る工事監督業務
- ④ 建築機械設備改修工事に係る工事監督業務
- ⑤ その他、付随する業務（要求水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。）

#### (4) 供用準備業務

- ① 運営・維持管理事業者への研修等を含めた供用準備業務

**(5) その他施設整備上必要な業務**

- ① 市及び施設の指定管理者との協議・調整等業務（施設の指定管理者との協定の締結等）

**(6) 支払条件**

入札説明書等（公募開始の際に市が公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準等の書類一式をいう。）に提示する。

**(7) 事業スケジュール（予定）**

本事業のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

- 設計・建設工事請負契約の仮契約 : 令和 7 年 12 月
- 設計・建設工事請負契約の締結 : 令和 8 年 2 月
- 設計・建設工事 : 事業契約締結日～令和 13 年 3 月
- 設計・建設工事完了 : 令和 13 年 3 月

**(8) 法令等の遵守**

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## II 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う。なお、本事業は WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

### 2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

#### （1）事業者検討委員会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、「福岡市葬祭場「刻の森」整備事業事業者検討委員会（以下、「事業者検討委員会」という。）」を設置する。なお、委員の構成は、以下のとおりである。

区分	氏名	専門・所属
委員	大下 和徹	京都大学大学院 工学研究科都市環境工学専攻 准教授
委員	椿本 聰	福岡市保健医療局 生活衛生部長
委員	鶴崎 直樹	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授
委員	鳥居 修一	熊本大学大学院 先端科学研究所 教授
委員	柳橋 泰生	福岡大学大学院 工学研究科資源循環・環境工学専攻 教授

#### （2）審査の手順

- ① 審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 入札参加資格審査は、入札参加者の参加資格について、入札説明書等に示す参加資格を具備しているか確認する。
- ③ 提案審査は、入札価格の確認、基礎審査、性能審査を行う。
- ④ 入札価格の確認は、入札価格が市の設定する予定価格を超えないことを確認する。
- ⑤ 基礎審査は、入札参加者から提出された提案審査書類の内容が、入札説明書等に示す事項を満たしていることを確認する。
- ⑥ 性能審査は、提案審査書類の内容について、入札説明書等に示す評価項目ごとに点数を付与し、その合計の評価点を算出する

### 3 落札者の決定

市は、事業者検討委員会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

#### 4 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程（予定）	内 容
令和 6 年 12 月 27 日	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和 7 年 1 月 10 日 ～1 月 17 日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・意見受付
令和 7 年 2 月 7 日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問への回答
令和 7 年 4 月	入札説明書等の公表
令和 7 年 4 月	現地見学会
令和 7 年 4 月	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
令和 7 年 5 月	入札説明書等に関する質問への回答（第 1 回）
令和 7 年 6 月	入札参加表明書、入札参加資格審査申請書類受付
令和 7 年 7 月	入札参加資格審査結果の通知
令和 7 年 7 月	入札説明書等に関する官民対話
令和 7 年 7 月	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
令和 7 年 8 月	入札説明書等に関する質問への回答（第 2 回）
令和 7 年 9 月	入札及び提案審査書類の受付
令和 7 年 12 月	落札者の決定及び公表

上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 5 応募手続き等

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

### (1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

#### ① 受付期限

令和7年1月10日（金）から令和7年1月17日（金）まで

#### ② 受付方法

実施方針等に関する質問書（様式Ⅰ）または実施方針等に関する意見書（様式Ⅱ）に記入の上、福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課まで、原則として、電子メール（P14に記載のアドレス）でのファイル添付により提出すること。

#### ③ 公表

受け付けた質問及び意見に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

### (2) 入札公告、入札説明書等の公表

令和7年4月に入札公告を行い、公告と同時に入札説明書等を、市ホームページにおいて公表する。

### (3) 現地見学会の開催

現地見学会を実施する。具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示する。

### (4) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問の回答は、全ての質問に対し、各質問者には個別に回答した後、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

### (5) 入札参加資格審査申請書の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業への参加を希望する者からの、本事業への入札参加表明書等を受け付ける。入札参加表明書等は、入札参加表明書等提出期限日までに提出する必要がある。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で、必要があると判断した場合は、期限日（この期限日を「参加資格確認基準日」といい、入札参加資格確認結果の通知の日とする。）までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。資格確認の結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認結果の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合には、当該確認結果を取り消す。

### (6) 入札説明書等に関する官民対話の実施

入札説明書等に記載されている内容について、資格審査通過者を対象に、資格審査通過者と市が対面形式で質問と回答を行う官民対話を資格審査通過者毎に実施する。

官民対話における資格審査通過者からの質問の回答は、全ての質問に対し、各質問者には個別に回答した後、資格審査通過者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームペ

ページにおいて公表する。

**(7) 提案審査書類の受付**

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

**(8) 落札者の決定・公表**

審査結果及び落札者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、提案審査書類提出者がいない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、その旨を速やかに市のホームページにて公表する。

## 6 入札参加者の備えるべき参加資格要件

以下の（1）及び（2）で規定する入札参加資格の各要件を、参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。

### （1）入札参加者の構成等

#### ① 入札参加者の構成

入札参加者は、本事業遂行に必要な能力・資格等を備えた複数企業から構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

応募グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の数は任意とする。

本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。また、入札参加者は、代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認の申請及び入札手続きを行うこと。

#### ② 構成員等の明示

入札参加資格確認申請書類の提出時に、入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員のいずれの立場であるかを明らかにすること。

#### ③ 構成員等による複数業務の実施

入札参加者の構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、建設業務と工事監督業務を同一の者又は以下の資本関係又は人的関係のある者が兼ねてはならない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法 第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）が他方の会社役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ④ 構成員等による複数応募の禁止

入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。また、入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員とⅡ・6・（1）・③に示す資本関係又は人的関係にない者であること。

### （2）構成員の備えるべき入札参加資格

#### ① 共通の入札参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の修了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けて

- いる期間がある者でないこと。措置要領を掲示しているホームページアドレスは次のとおりである。<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- エ 市町村税を滞納していない者であること。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 本事業についてアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。なお、資本面又は人事面において密接な関係がある者とは、以下の者をいう。
- （ア）資本面  
以下の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- （イ）人事面  
以下の事業者の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている者。
- 八千代エンジニアリング株式会社  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ク II・2・（1）で示す検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。なお、資本面又は人事面において密接な関係がある者とは、前項キ（ア）及び（イ）を参照することとし、「以下の事業者」を「検討委員会の委員又は委員が属する企業」と読み替えることとする。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

## ② 個別の入札参加資格

入札参加者の構成員のうち設計業務、建設業務及び工事監督業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。複数の要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができる。

なお、「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監督業務を行う者」でそれぞれ（ア）の要件を満たしていない者は、II・6・（3）に定める入札参加資格の審査申請を行うこと。

### ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、（ア）の要件については全ての者が該当し、（イ）～（エ）の要件は1者以上が該当すること。

- （ア） 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・

交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 火葬炉設備の設計を行う者は、平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した、火葬炉数 13 基以上の新設または更新を行う設計業務において、火葬炉設備の設計及び自ら製作した元請実績を有する者であること。
- (エ) 建築設計又は設備設計を行う者は、平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した公共施設に係る改修工事等の基本設計又は実施設計業務の元請実績を有する者であること。

#### イ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、(ア)～(ウ)の要件については全ての者が該当し、(エ)～(オ)の要件は 1 者以上が該当すること。

- (ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づき、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (ウ) 上記イの建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900点以上
電気工事	860点以上
管工事	820点以上
上記以外の工事	—

- (エ) 火葬炉設備の建設を行う者は、平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した、火葬炉数 13 基以上の新設または更新を行う建設業務において、火葬炉設備の施工及び自ら製作した元請実績を有する者であること。
- (オ) 建築工事、電気工事又は管工事を行う者は、平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した公共施設に係る改修工事等の建設業務の元請実績を有すること。

#### ウ 工事監督業務を行う者

工事監督業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、(ア)の要件については全ての者が該当し、(イ)～(ウ)の要件は 1 者以上が該当すること。

- (ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」又は「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当

該登載) の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

- (イ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (ウ) 平成 25 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの期間に完了した公共施設に係る改修工事等の工事監督業務の元請実績を有すること。

### (3) 入札参加資格の審査

この入札の公告時に、II・6・(2)・②に掲げる入札参加資格のうち、「ア 設計業務を行う者」、「イ 建設業務を行う者」又は「ウ 工事監督業務を行う者」でそれぞれ(ア)の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請(以下、「審査申請」という。)を行う必要がある。

#### ① 入札参加資格審査申請書の提出

特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書(以下、「審査申請書」という。)を、②イの担当課が入札説明書等で指定する期間内に提出する。

##### ア 提出方法

持参・郵送(郵送の場合は提出期間内に必着とし、配達記録が残る方法に限る。)

又はインターネットを利用した福岡市電子申請システム(スマート申請)

##### イ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 3 階  
福岡市財政局財政部契約監理課管理係

電話: 092-711-4181 電話: 092-711-4273

午前 10 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時を除く。)

##### ウ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

#### ② 入札参加資格審査申請書以外の必要書類の提出

審査申請書以外の必要書類は、イの担当課が入札説明書等で指定する期間内に提出する。

##### ア 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は提出期間内に必着とし、配達記録が残る方法に限る。)

##### イ 提出場所

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所本庁舎 12 階

福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課

電話: 092-711-4273

午前 10 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く。)

#### ③ 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

## 7 契約手続等

### (1) 事業契約の締結

市と落札者は、事業契約の承認に係る議会に提出する議案の提出日までに、事業契約の仮契約を締結し、当該議会の議決日をもって事業契約を締結する。

### (2) 事業契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から事業契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、落札者と事業契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各事項のいずれかに該当するときは、市は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合においては、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ① 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- ② 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

## 8 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例(平成14年条例第3号)に基づき応募内容を公開する場合、その他市が必要と認めるときには、市は事業者と協議の上、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の応募内容については、市が福岡市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を入札参加者が負担する。

### (3) 提案審査書類の返却

提出された提案審査書類は返却しない。

### **III 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担**

##### **(1) 責任分担の考え方**

事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、一切を事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### **(2) 予測されるリスクと責任分担**

市と事業者の責任分担は、設計・建設工事請負契約書（案）によるものとする。

##### **(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法**

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。

#### **2 事業者の責任の履行に関する事項**

事業者は、設計・建設工事請負契約書（案）に基づき、誠意をもって責任を履行する。なお、契約の保証については、福岡市契約事務規則による。

## IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 計画地に関する事項

#### (1) 計画地条件

本計画地の条件は次のとおりである。

所在地	福岡市南区桧原六丁目 1 番 1 号
都市計画	市街化区域、第一種住居地域・第一種低層住居専用地域、防火・準防火地域指定なし（法第 22 条区域）、第二種 20m 高度地区
敷地面積	92,685.43m <sup>2</sup>

#### (2) 用地の使用権原

本計画地の使用権原は市が所有している。

### 2 既存施設の概要

既存施設の概要は次のとおりである。

用途	火葬場
階数	地上 3 階
構造	R C 造
延床面積	9,458.95 m <sup>2</sup>
建築面積	5,731.88 m <sup>2</sup>
火葬炉	火葬炉 26 基（内、大型炉：2 基、胞衣炉：1 基）
受付時間	10:00～16:00
定休日	1月1日、5月・10月それぞれにおいて1日が休場日

※工事期間中、火葬炉が 3 回転／日の場合は、10:00～18:00 が受付時間となる。

## V その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

### 2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 3 情報提供

情報提供は、適宜、市ホームページを通じて行う。

### 4 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### 5 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当 福岡市保健医療局生活衛生部生活衛生課  
住所 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
電話 092-711-4273  
FAX 092-733-5588  
E-mail seikatsueisei.PHB@city.fukuoka.lg.jp